

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）【中間試案】

目 次

第1章 はじめに

第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

- 1 我が国における人権意識の変化
- 2 人権をめぐる社会経済情勢の変化
 - (1) 国際化
 - (2) 情報化
 - (3) 少子高齢化
- 3 国際的潮流の動向
 - (1) 人権教育のための世界計画等
 - (2) 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり
 - (3) いわゆる「複合差別」の観点

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

- 1 人権尊重の理念
- 2 人権教育の意義・目的
- 3 人権啓発の意義・目的

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

- 1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- 2 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- 3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

第5章 人権教育・啓発の推進方策

- 1 人権一般の普遍的な視点からの取組
 - (1) 人権教育
 - (2) 人権啓発
- 2 各人権課題に対する取組
 - (1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）
 - (2) 各人権課題に対する取組
 - ア 女性
 - イ こども
 - ウ 高齢者
 - エ 障害者
 - オ 部落差別（同和問題）
 - カ アイヌの人々

- キ 外国人
- ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
- ケ 感染症の患者等
- コ ハンセン病患者・元患者及びその家族
- サ 刑を終えて出所した人及びその家族
- シ 犯罪被害者及びその家族
- ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- セ 性的マイノリティの人々
- ソ その他

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

4 総合的かつ効果的な推進体制等

- (1) 実施主体の強化及び周知度の向上
- (2) 実施主体間の連携
- (3) 担当者の育成
- (4) 文献・資料等の整備・充実
- (5) 内容・手法に関する調査・研究
- (6) (公財)人権教育啓発推進センターの充実
- (7) マスメディアの活用等
- (8) インターネット等IT関連技術の活用

第6章 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 地方公共団体等との連携・協力
- 3 計画のフォローアップ及び見直し

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律¹（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されるものである。

そして、我が国の人権教育・啓発施策は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、平成14年に策定された基本計画²（以下「第一次計画」という。）に沿って進められてきた。

しかしながら、第一次計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、我が国の人権状況は大きく様変わりしている。第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。

また、国外の動きに目を向けると、第一次計画がよりどころとしていた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が平成16年に終了した後、国連では「人権教育のための世界計画」を実施しているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まるなどしており、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じている。政府においては、第一次計画に掲げられた人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、新たに生起又は顕在化した人権課題についても、必要に応じて人権啓発活動強調事項に取り上げるなどしながら施策を行ってきたところであるが、第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めることとする。

第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向

1 我が国における人権意識の変化

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、日本国憲法のみならず、我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にもものをもって行われている。

政府がおおむね5年ごとに行っている「人権擁護に関する世論調査」（以下「世論調査」という。）によると、平成15年2月に公表された調査においては、

¹ 平成12年法律第147号

² 平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更

基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることそれ自体を「知っている」と答えた者の割合が、回答者全体の80.0パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月に公表された世論調査においては、同一の質問に対し、「知っている」と答えた者の割合は85.6パーセントまで増加しており、政府が行ってきた人権教育・啓発施策により、我が国における基本的人権についての周知度は向上しているといえる。

他方、日本における人権侵害状況がどのように変わってきたと思うかに関する質問については、平成15年2月の調査においては、「多くなってきた」と答えた者の割合が回答者全体の36.2パーセントを占めていたのに対し、令和4年11月の調査においては38.9パーセントに増加している。

この結果は、前記のとおり我が国における基本的人権についての周知度は向上しているところ、それによる人権意識の高まりにより従前から存在していた人権課題が顕在化したことが原因とも考えられることから、直ちに我が国の人権状況が改善されていないことを示すものではないものの、我が国の人権状況の変化を国民がどのように感じているのかを示すデータの一つといえる。

2 人権をめぐる社会経済情勢の変化

第一次計画策定後の社会経済情勢の変化は著しいものがあるが、特に、以下の点に留意する必要がある。

(1) 国際化

令和6年6月末の我が国の在留外国人数は358万8,956人と過去最高を記録した³。政府は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」⁴を策定し、目指すべきビジョンの一つとして、「外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会」を掲げ、各種取組を進めている。

国際化は、都市部のみならず国内全ての地域で進んでおり、文化的背景の相違や無理解等による偏見・差別が依然として少なからず存在している。前記ビジョンを実現するためには、全ての人が多様性を尊重し、共に社会をつくっていくことの必要性や意義に対する理解を深めていくことが求められている。

また、経済活動の国際化も進んでいる。情報化ともあいまって、個人が日常的に国際的電子取引を行っているほか、多くの企業が世界各地に拠点を設けており、我が国は、特にアジア諸国と共にサプライチェーンを整備し、各国と

³ 法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

⁴ 令和4年6月14日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定。令和6年6月21日に一部変更。

強い経済的結びつきを有している。

(2) 情報化

平成20年代から、情報の拡散力が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだ。それにより全ての国民が、情報を瞬時に日本全国のみならず世界に向けて発信することが可能となった。このような情報化社会は、人々の生活を豊かにしている一方、一たびインターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、インターネット上に残存して削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害が深刻化している。また、様々なマイノリティの人々を対象としたインターネット上の誹謗中傷事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっている。

政府においても、①特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を改正⁵し、発信者情報の開示手続の簡易化や大規模プラットフォーム事業者への対応の迅速化及び運用状況の透明化の義務付けをしたほか、②刑法を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げるなどの対応を行った。また、総務省や法務省といった関係省庁等においても、インターネット上の人権侵害による被害に関する相談窓口を強化するなどの対応を行っている。

もっとも、各相談窓口等に寄せられる被害件数自体は高止まりを続けており、抜本的な解決には至っていないため、青少年を含め、全世代を対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は重要な課題である。

そして、インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多い上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としたケースなど、その動機には様々なものが存在するという特質を有している。このことを踏まえ、今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発にも重点を置く必要がある。

また、インターネット上の人権侵害については、誹謗中傷等の投稿を削除することができる立場にあるプロバイダ等の事業者による自主的取組が望まれ

⁵ 令和6年法律第25号による改正後の法律名は、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」である。

るところである。最近では、インターネット上の暴力的な表現等について、独自のアルゴリズムやAIなどを用いて積極的に削除するなど自主的な取組を進めている事業者も出てきており、事業者側の意識にも変化が生じつつある。そのため、インターネット上の人権侵害を解消するためには、今後も、こうした事業者による自主的な取組が継続されるよう推奨することが重要である。

(3) 少子高齢化

令和5年の男性の平均寿命は81.09年、女性の平均寿命は87.14年である⁶。一方、同年の合計特殊出生率は、8年連続で低下して1.20となり、過去最低となった⁷。このように、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、65歳以上の者の割合が人口の21パーセントを超える超高齢社会を迎えており、「人生100年時代」といわれる現代において、超高齢社会への対応は喫緊の課題である。

身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守るという側面の取組は継続していくことが必要であるが、さらに、年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備や、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらず生き生きとした人生を送ることができるよう支援することが重要である。

3 国際的潮流の動向

(1) 人権教育のための世界計画等

国連においては、第一次計画においてよりどころとされていた「人権教育のための国連10年」の終了に伴い、平成16（2004）年12月に「人権教育のための世界計画」を実施することが決定された。同世界計画は、「人権教育のための国連10年」と異なり、終了期限を設けず、5年ごとのフェーズ及び行動計画を策定することとなっており、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第5フェーズ（令和7（2025）年～令和11（2029）年）が展開されている。我が国は、これまでのいずれのフェーズにおいても「人権教育のための世界計画」決議案の共同提案国となっている。

人権教育・啓発を実施するに当たっては、国内に生じている個別の人権課題にフォーカスしたものにとどまることなく、「人権」が持つ普遍性を理解し、このような世界計画等の趣旨を踏まえ、世界で新たに生じている動きにも目を向けながら、各種施策を推進していくことが必要である。

(2) 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

⁶ 厚生労働省「令和5年簡易生命表の概況」

⁷ 厚生労働省「令和5年（2023）人口動態統計（確定数）の概況」

本来、人権を保護するのは国家の責務であるが、国際的な巨大企業の出現等に伴い、企業活動が社会や人権に与える影響について関心が高まり、企業活動における人権の尊重を求める声が高まる中、平成23（2011）年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。この指導原則は、人権を保護する義務は国家にあることを再確認した上で、企業も人権を尊重する「責任」があるとして、国際人権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・市民的及び政治的権利に関する国際規約）及び国際労働機関（ILO）中核的労働基準に掲げられた権利を尊重することを求めるものであり、我が国では、この指導原則が政策に反映され、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、令和2年に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された。さらに、経済協力開発機構（OECD）による「多国籍企業行動指針」の2011年改訂、国際労働機関（ILO）による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の2017年改定に際して、企業の人権尊重責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、令和4年9月、政府は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。

我が国においては、企業による自主的な人権に関する取組が一定程度の進展が見られるが、政府は、各企業がサプライチェーン全体で更に人権尊重の責任を果たすことができるよう、各種施策を推進するとともに、企業による人権侵害の事案等が発生した場合の救済へのアクセスを確保していくことが求められている。

他方で、各企業についても、それぞれ人権方針を策定し、人権デュー・ディリジェンス⁸を導入・実践していくことや、効果的な苦情処理の仕組みを通じて救済を図ることなどが期待されており、今後、政府としては、人権尊重の責任を果たしていく各企業において、「人権の普遍性」を含め、「人権とは何か」ということへの認識が深まるとともに、各企業に期待されている企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるような人権教育・啓発を実施することが求められる。

(3) いわゆる「複合差別」の観点

人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在している

⁸ 企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への負の影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れのこと

ことを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるといったいわゆる「複合差別」の問題が指摘されている⁹。

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されている。

このような国際的な動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育・啓発が求められる。

第3章 人権教育・啓発の意義・目的

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。前記のとおり社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえても、人権を尊重することの重要性は損なわれるものではなく、更に増しているといえる。

そして、全ての人がお互いの人権と尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現するためには、全ての人の人権の享有主体であり、互いの人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、自らの権利を行使するに当たっては、その行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他者の人権をも尊重することが求められる。

2 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行わなければならないことを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法¹⁰並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現に向けて、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊

⁹ 障害者の権利に関する条約前文、第6条のほか、令和6（2024）年の国連女性差別撤廃委員会の最終見解等

¹⁰ 平成18年法律第120号

重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを目指す教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中にいかしていくことが求められている。

3 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」に行わなければならないことを旨としている（同法第3条）。その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようなになっているか」などについて正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

第4章 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、共生社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、我が国が締結している人権諸条約の趣旨にのっとり、推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発に関わる活動は、政府を始めとして、地方公共団体、企業を含めた民間団体等、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題が更に複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進

し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体の担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通じて実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体が相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

2 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強くこれを実施する必要がある。

特に、人権教育・啓発を通じ、人権の意義や重要性を正しく理解するとともに、それらを直感的に捉える人権感覚を育み、様々な人権問題を自己のこととして捉える意識を広く社会に根付かせ、各人の日常生活における行動変容につなげることが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなどして、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきである。また、こどもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、こどもが発達途上であることに十分留意した上でこどもの資質や特性に合わせた内容及び手法を選択することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるほか、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関する正しい知識の下、物事を合理的に判断して行動するように働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接に関わる問題であることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。

る。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発に関わる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。もっとも、人権教育・啓発を実施する上で、国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要であるという点を強調しすぎるがあまり、あたかも「多数者（マジョリティ）」の理解が得られなければ「少数者（マイノリティ）」が権利を主張することができないかのように受け止められることがないよう、十分留意しなければならない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、人権侵害の被害を受けた当事者の声に真摯に向き合いつつも、特定の個人・団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。

第5章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、遵法意識を含む社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、学習指導要領等に基づき、一人一人の幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが

できるようにすることを目指している。さらに、高等教育については、初等中等教育段階で育まれた資質・能力を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていくことを目指している。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進する。

第一に、あらゆる学校、教員等が人権教育に取り組みやすい環境の整備及び学校の教育課程内外における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、アーカイブを活用するなどして、その成果を学校等に提供する。また、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権などの根底を貫く人間尊重の精神を具体的な生活にいかすことに留意し、「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育を推進するため、優れた授業動画等を集約したアーカイブの充実を図るとともに、高等学校を含めた各学校や地域等が抱える課題に応じた取組を支援する。

第二に、こどもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した学習指導、生徒指導、進路指導等や学校運営に努める。特に、暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど、こどもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第三に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実を図る。ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流など、体験活動の充実に取り組む。

第四に、地域に根差した人権擁護活動を行う人権擁護委員のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）への参画や地域学校協働活動における人権啓発の取組等、学校と地域が連携・協働した人権教育を行うことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進する。

第五に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促す。

第六に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、こどもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。また、教職員自身が学校の間等においてこどもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。さらに、個に応じたきめ細かな指

導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進める。

イ 社会教育

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、豊かな情操や自他の尊厳を尊重する心、生命を大切にする心、善悪の判断などの人間形成の基礎を育む上で幼児期から重要な役割を果たし、全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもってこどもに示していくことが重要であることから、保護者・子の双方に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する保護者の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。

第三に、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成及びその資質の向上を図るため、養成講習や研修において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、社会教育における指導体制の充実を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般に関わる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から、特に以下のものを挙げることができる。

(ア) 人権に関する基本的な知識の習得

令和4年11月に公表された世論調査において、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として日本国憲法で保障されていることについて「知っている」と回答した者が85.6パーセントを占めており、このような割合をできる限り増加させていくことが必要である。そこで、憲法を始めとした人権に関わる国内法令や人権諸条約の周知など、人権に関する基本的な

知識の習得を目的とした啓発を引き続き推進する必要がある。

(イ) 権利の享有主体であることの認識を得ることのできる人権啓発

従来行われてきた人権啓発は、人権侵害を受けやすいとされる人々をグループ化した上で、その対象となる人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を社会に広めることに主眼を置いたものであった。

当然ながら、そのような観点からの人権啓発は今後も重要であるが、「なぜ人権を侵害してはいけないのか」、「なぜ差別をしてはいけないのか」を真に理解するためには、日本国憲法、我が国が締結している人権諸条約等の趣旨を踏まえ、①自己及び他者に保障されている権利の内容や、それらの権利が公権力によって侵害される可能性を内在していること、②私人間においても権利の衝突が生じ得ること、その場合にも自己及び他者の権利を尊重しつつ調整を図る必要があることのほか、③権利が侵害され又は侵害されそうになった場合に自己の権利を守る方法があることをも正しく理解した上で、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識しつつ行動することができるような取組を行う必要がある。

このような視点は、特に、こどもを対象とした人権教育・啓発に共通して重要なものであり、令和5年4月に施行された「こども基本法」¹¹に基づく「こども大綱」¹²においても、こども・若者は権利の主体であるとされている。こどもの発達段階に応じて、自らが権利の主体であること、「人権とは何か」、「自己や他者の人権を守るとはどういうことか」ということを分かりやすく伝えていくことが求められる。

自らが、そして相手が権利の主体であることを実感をもって理解することは、社会生活のあらゆる場面において、自己と異なる他者を認め、それを尊重し、お互いの幸福のためにどうすべきかを考える態度につながっていく。このように、全ての人々が権利の享有主体であることを認識し得る人権啓発は、多様性・包摂性が確保された社会を実現するための基礎となるものであり、極めて重要である。

イ 方法

啓発の方法に関しては、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点として、以下のものを挙げることができる。

(ア) 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的には、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝

¹¹ 令和4年法律第77号

¹² 令和5年12月22日閣議決定

要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自己の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択も重要であり、例えば、こどもに対する人権啓発としては、遊びの要素を取り入れた活動や、動画等様々な素材を活用して人権について考えること、こどもが人権をテーマにした作文を書くことや人権に関する標語を考えること等を通じて、人権尊重の重要性や必要性についての理解を深めることを促すなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年に対しては、シンポジウム・講演会等のイベントの開催や人権啓発動画の配信などのインターネットを活用した啓発活動等を通じて、人権に関する様々な知識の習得や豊かな人権感覚を培っていくことが期待される。

(イ) 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼び掛けを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待することができる。特に、その具体的な事例が自己の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるため、地域の実情に応じた啓発活動として、具体的な事例を活用することは効果的である。また、実際に人権侵害の被害を受けた当事者の言葉は、被害の深刻さ等を迫真性をもって伝えることができることから、積極的に取り入れることが望まれる。ただし、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、その事例において対象となった人々に対する偏見や差別はあってはならないという意識を醸成するだけでなく、その前提として、全ての人が権利の享有主体であるということへの理解を深めることも重要である。

(ウ) 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発動画の配信等の啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が様々な人権課題を「誰かのこと」ではなく自己のこととして捉える意識を醸成するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。

そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法¹³にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、更には課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことのできないツールとして存在している。取り分け、近年は、スマートフォン、携帯ゲーム機、テレビなどの様々な機器を通じてインターネットを利用することができ、携帯電話事業者が提供する通信回線のみならず、公衆無線LANの利用環境も拡大するなど誰でも時間や場所を問わず情報の発信・入手・拡散することが極めて容易となり、これまで以上に他者との活発な交流が可能となった。

しかし、このようにインターネットがコミュニケーションツールとして普及する一方で、インターネット上の人権侵害が社会問題化している。インターネット上の人権侵害自体は古くから存在していたが、かつては電子掲示板における誹謗中傷等が主な問題であった。しかし、近年は、これに加えて情報の拡散力が圧倒的に高いSNS等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、児童の性被害など人権に関わる様々な問題が急速に深刻化している。

また、SNS等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題である。

加えて、このようなインターネット上の人権侵害は、(2)に掲げる個別の人権課題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題でもあり、この問題を解消することは、各人権課題を解消する上でも不可欠である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、インターネット上の誹謗中傷への総合的な対策として、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策

¹³ 例えば、各種のワークショップや障害者スポーツ体験等

パッケージ」¹⁴を策定し、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動や発信者情報開示に関する取組等を推進しているほか、侮辱罪の法定刑の引上げ、大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備を行うなど、対策の強化を進めている。

また、政府においては、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題を踏まえ、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」¹⁵を策定し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を含めた取組を推進している。

さらに、「被害者」になった場合にどうすればよいかという点に重点を置いた教育・啓発のみならず、「加害者」にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発もより一層強化していく必要がある。

こうした動向等を踏まえ、インターネット上の人権侵害の解消に向けた教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

ア 人権教育・啓発等

- (ア) 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。（こども家庭庁、関係省庁）
- (イ) 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」¹⁶に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。（こども家庭庁、関係省庁）
- (ウ) インターネット上の誹謗中傷に関して、警察庁ウェブサイト等を通じて、広く国民に対する広報啓発活動を推進する。（警察庁）
- (エ) インターネットの利用に起因する児童の犯罪被害防止を図るため、都道府県警察において、サイバーパトロールのほか、非行防止教室や保護者説明会等における啓発活動を推進する。（警察庁）
- (オ) 私事性的画像に係る事案（リベンジポルノ）に関し、違法行為に対して厳正に対処するとともに、被害防止のための広報啓発活動を推進する。（警察庁、法務省）

¹⁴ 令和2年9月総務省

¹⁵ 現行の計画（第6次）は、令和6年9月こども政策推進会議決定

¹⁶ 令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定

- (カ) 「#No Heart No SNS」をスローガンに、SNS事業者団体等と共同で開設している人権啓発サイトにおいて、SNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報の発信を推進する。（総務省、法務省）
- (キ) 情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、こどもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした児童・生徒、保護者・教職員等を対象とした啓発講座である「e-ネットキャラバン」の実施を推進する。（総務省、文部科学省）
- (ク) インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を作成・公表し、誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を行う。（総務省）
- (ケ) インターネット上の人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるため、こども・若者のほか、あらゆる世代に対し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深め、インターネットリテラシーの向上を図るための啓発活動を推進する。（法務省）
- (コ) 学校において、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」を育成するための指導を行う。（文部科学省）
- (サ) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」¹⁷等に基づき、インターネットの適切な利用に関して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進する。（文部科学省）
- (シ) 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）

イ 相談・支援等

- (ア) インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

¹⁷ 平成20年法律第79号

(イ) インターネットによる人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、相談者の意向に応じて、情報の削除依頼の方法等を助言するほか、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められるときは、プロバイダ等にその情報の削除を求めるなどして適切な解決を図る。（法務省）

(2) 各人権課題に対する取組

ア 女性

「日本国憲法」は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。また、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」¹⁸（以下「女子差別撤廃条約」という。）においては、締約国に対し、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、あらゆる活動の場における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

我が国では、社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、職場や家庭における課題は未だ残っており、例えば、令和4年度の内閣府の調査によれば、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在していることが明らかとなっている。また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメント等による女性の人権侵害は、依然として深刻な状況にあるほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の問題も存在している。さらに、東日本大震災を始めとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、災害時における女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題も生じるなど、我が国が目指す男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

男女平等の実現は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識である。平成27年（2015年）9月に国連総会において採択された「持続可能な開発目標：SDGs（Sustainable Development Goals）」では、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、これに基づく「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能

¹⁸ 昭和60年条約第7号

力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされ、現在、各国政府が行うあらゆる取組において、常にジェンダー平等とジェンダーの視点を確保し、施策に反映していく「ジェンダー主流化」が進んでいる。

我が国においても、従来から、国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組について内閣府を中心に展開しているほか、男女の人権の尊重を基本理念の一つとして掲げる男女共同参画社会基本法¹⁹に基づく「男女共同参画基本計画」²⁰に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

さらに、女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や、家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しており、支援を必要とする女性自身の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」²¹が令和6年4月に施行された。同法においては、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされている。

こうした動向等を踏まえ、女性に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

なお、性犯罪・性暴力等は、性別にかかわらず、重大な人権侵害である。各施策を実施するに当たっては、この点にも十分に留意するものとする。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画を自分のこととして認識し、その実現に向けて協力し合って取り組めるよう、国民的広がりを持って地域に浸透する広報・啓発活動を積極的に展開する。（内閣府）

¹⁹ 平成11年法律第78号

²⁰ 現行の計画（第5次）は、令和2年12月25日閣議決定（令和5年12月26日一部変更）

²¹ 令和4年法律第52号

- ③ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するため、男女共同参画推進本部決定²²に基づき、全国的な運動として「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する。また、被害者自身が被害と認識していない場合があることや、被害を受けていることを言い出しにくい現状があることも踏まえ、本運動期間に限らず、広報啓発の取組を推進する。（内閣府、法務省、関係省庁）
- ④ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」²³等に基づき、地方公共団体の防災・危機管理部局と男女共同参画部局の連携を促進し、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、地方公共団体の男女共同参画の視点からの取組を推進する。（内閣府）
- ⑤ 女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書の内容の周知に努める。（内閣府、外務省）
- ⑥ 性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の女性に対する暴力の根絶に向け、厳正な取締りを行うとともに、被害の防止等に関する広報啓発を推進する。また、被害者の人権を守る観点から、被害者が安心して事情聴取に応じられるよう、引き続き女性警察官等の配置や、被害者の心情に配慮した被害者専用の事情聴取室の活用等の必要な体制を整備するとともに、警察官等に対する各種研修について、適切な対応をとることができるよう、より一層の研修の拡充等に努める。（警察庁）
- ⑦ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、国民一人一人の人権意識を高め、女性の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑧ UN Women（国連女性機関）を始めとする国際機関等の取組に積極的に貢献していくとともに、連携の強化等を図る。（外務省、関係省庁）
- ⑨ 学校等の教育機関においては、男女の平等や相互の協力、男女が共同して社会に参画することの重要性等についての指導が充実するよう努める。また、キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する女性や、組織

²² 平成13年6月5日

²³ 令和2年5月内閣府男女共同参画局決定

の指導的立場としてより高度な社会参画を目指す女性を支援する教育プログラムの普及・充実に向けた取組を推進する。（文部科学省）

- ⑩ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑪ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント防止のため、労働局における行政指導等の実施や集中的な周知・広報、研修動画の配信等により「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」²⁴の履行確保を図る。（厚生労働省）
- ⑫ 女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村の実現に向けて、女性の経営参画や農山漁村に関する方針策定への参画を推進するための啓発等を実施する。（農林水産省）
- ⑬ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁）
- ⑭ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁）
- ⑮ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）

（イ）相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。（内閣府、関係省庁）
- ② 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資

²⁴ 昭和47年法律第113号

するための出演契約等に関する特則等に関する法律」²⁵（以下「AV出演被害防止・救済法」という。）による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。（内閣府）

- ③ 配偶者等からの暴力の被害者がためらうことなく相談することができるよう、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口について一層の周知を図る。また、研修教材の作成・配布等により、相談・支援の質の向上を図る取組を推進する。（内閣府、厚生労働省）
- ④ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

【再掲】

- ⑤ DVやセクハラ等の女性に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑥ 多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化に取り組む。（厚生労働省）
- ⑦ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ⑧ 女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行う。（厚生労働省）

イ こども

こどもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、「児童福祉法」²⁶や「児童憲章」²⁷、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的に

²⁵ 令和4年法律第78号

²⁶ 昭和22年法律第164号

²⁷ 昭和26年5月5日制定

も「児童の権利に関する条約」²⁸等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」などの考え方が示されている。

しかし、こどもの人権問題として、学校においては、児童生徒の暴力行為や、いじめの認知件数が高水準で推移しているほか、教員からの体罰や不適切指導の問題も依然として存在している。また、スマートフォン等のインターネット接続機器やアプリ等の多様なサービスの利用が児童に普及する中で、SNSやインターネット上でいじめを受ける事案も生じている。いじめ対策については、「いじめ防止対策推進法」²⁹の成立等を受け取組が進められているが、依然として大きな社会問題となっている。

学校という場を離れても、前記のインターネット利用の普及を受けて児童買春・児童ポルノといった性犯罪や性暴力の被害者となる事案、AV出演被害等も発生しているほか、人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する問題なども生じている。

さらに、家庭においては、児童虐待への対応として「児童虐待の防止に関する法律」³⁰及び「児童福祉法」等の改正により制度的な充実を図っているものの、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として高い状況にある。

このように、こどもを取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあり、こどもの権利の擁護が我が国の喫緊の課題となっている。

こうした中、こどもの権利利益の擁護等を任務とするこども家庭庁が令和5年4月に設置され、併せて、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法が施行された。

また、政府においては、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることなど、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めたこども大綱や、それに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」³¹を策定し、幅広いこども施策を一体的に推進している。

こうした動向等を踏まえ、こどもに関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

²⁸ 平成6年条約第2号

²⁹ 平成25年法律第71号

³⁰ 平成12年法律第82号

³¹ 令和6年5月31日こども政策推進会議決定

(7) 人権教育・啓発等

- ① 毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」を中心に、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用し、性暴力の予防啓発や被害の相談先の周知を推進する。（内閣府）
- ② 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（こども家庭庁、警察庁、文部科学省）
- ③ こども・若者向けに、児童の権利に関する条約の考え方を含め、こども基本法の趣旨や内容を分かりやすく説明した、やさしい版のこども基本法パンフレットや動画等をこども家庭庁ホームページに公表し、イベント等でも紹介することで、こども基本法及び児童の権利に関する条約について広く発信する。同様に、一般向けのパンフレットの配布や動画等の公表によって、一般向けにも広く発信する。学校、児童館等において、こども基本法等に関する出張講座の開催に向けて取り組む。また、保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わるおとな等が、啓発素材などの情報を手軽に入手できるよう、情報共有を行うとともに、関係省庁等と連携をしながら、研修などを通じて、こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることについて周知を図っていく。（こども家庭庁）
- ④ 「保育所保育指針」³²における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士等保育に従事する者に対する人権教育・啓発の推進を図る。（こども家庭庁）
- ⑤ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・進級の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、政府全体で児童買春・児童ポルノ対策を推進する。（こども家庭庁、関係省庁）【再掲】
- ⑦ こどもが一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会を目指して、学校や地域社会とも連携し、こども・若者や

³² 平成29年厚生労働省告示第117号

こども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、こどもの人権への理解を深め人権尊重の意識を高めるための啓発活動を推進する。（法務省）

- ⑧ 無戸籍問題は、国民としての社会的な基盤が与えられず、社会生活上の不利益を受けるといった人間の尊厳に関わる重大な社会問題であるため、無戸籍状態の解消に向けた啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑨ 児童の権利に関する条約や、「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」³³及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」³⁴の実施に関し、条文その他の情報を外務省ホームページで公開し、内容の周知に努める。（外務省）
- ⑩ こどもの豊かな心や創造性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や、自然体験活動などの様々な体験活動の実施を推進する。（文部科学省）
- ⑪ こどもたちを性犯罪、性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」が、全国の学校等で実施されるよう、引き続き普及展開に向けた取組を支援する。（文部科学省）
- ⑫ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑬ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員によるこどもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）
- ⑭ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁）【再掲】
- ⑮ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブ

³³ 平成16年条約第10号

³⁴ 平成17年条約第2号

サイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁）【再掲】

- ⑯ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① 性犯罪・性暴力の被害者支援について、都道府県等に対する交付金の交付や、関係機関との連携の推進等により、各地域における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核とする支援体制の充実を図るとともに、こども・若者を含む多様な被害者が相談しやすいよう、相談窓口の一層の周知やSNS等の活用を推進する。（内閣府、関係省庁）【再掲】
- ② AV出演被害防止・救済法による出演被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、各地域における相談支援体制の整備を推進する。（内閣府）【再掲】
- ③ 暴力行為やいじめ、不登校などの課題の解決に向け、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「24時間子供SOSダイヤル」の実施など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度等の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関の連携の下、適切に対応することができるよう、関係者から構成される組織を整備する等地域ぐるみの支援体制を整備していく。（こども家庭庁、文部科学省）
- ④ 児童相談所、こども家庭センター等における相談支援体制の強化を図る。また、併せて児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」や「親子のための相談LINE」等の運用・周知啓発により、ためらわずに児童相談所等に通告・相談ができるような環境を整備する。（こども家庭庁）
- ⑤ スクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害児童等及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進する。（警察庁）
- ⑥ 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」に基づき、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、児童ポルノの流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組を推進する。（警察庁）
- ⑦ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行

う。また、被害少年のニーズや相談内容に応じた相談窓口を提供するシステムをウェブサイト上で運用するなど、被害少年やその保護者が相談しやすい環境を整備する。（警察庁）

- ⑧ インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

【再掲】

- ⑨ いじめや児童虐待等のこどもの人権問題について、「こどもの人権110番」、「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権SOS-eメール」、チャット人権相談といった多様なチャンネルを通じて、全国の法務局・地方法務局において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

- ⑩ 保護者に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）

- ⑪ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省） **【再掲】**

ウ 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。取り分け、我が国の高齢化はますます進行し、人口減少ともあいまって令和19年には国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれている。そうした中において、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」³⁵に基づく取組は行われているものの、高齢者の人権問題は、依然として深刻な状況にある。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながる。そして、そのことは、将来いずれ高齢期を迎える世代の人にとっても安心して豊かに暮らせる社会づくりをしていくことにほかならない。

³⁵ 平成17年法律第124号

全ての世代の人々が「超高齢社会」を構成する一員として、今何をすべきかを考え、互いに支え合いながら冷静かつ真摯に取り組み、希望が持てる未来を切り拓いていく必要がある。

さらに、近時においては、急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加している。年齢にかかわらず、国民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や国民誰もが認知症になり得るという状況に鑑みれば、国民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきかを考える時代が来ている。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」³⁶は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた全ての国民がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とするものである。政府においては、同法に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「認知症施策推進基本計画」³⁷を策定し、共生社会の実現に向けて、認知症になっても希望を持って暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立ち、若年性認知症を含めた認知症施策に関する取組を推進している。

また、政府においては、高齢社会対策基本法³⁸に基づき、高齢者にとっても、他の世代の人にとっても暮らしやすい社会の実現に向けて、「高齢社会対策大綱」³⁹を策定し、それらに基づき、高齢者が安心して生活を営むことができる環境の整備に向けた取組を推進している。

こうした動向等を踏まえ、高齢者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 高齢期の社会参加活動に関する広報・啓発を図る。（内閣府）
- ② 高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、高齢者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ 学校教育においては、地域等との連携を図りつつ、ボランティア活動や職場見学、職場（就業）体験等による高齢者との交流等を通じて、介

³⁶ 令和5年法律第65号

³⁷ 令和6年12月3日閣議決定

³⁸ 平成7年法律第129号

³⁹ 現行の大綱は、令和6年9月13日閣議決定

護・福祉等の超高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深められるよう努める。（文部科学省）

- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 高齢者虐待防止のための取組の一層の推進を図る。（厚生労働省）
- ⑥ 「敬老の日」、「老人の日」、「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深めるための機会を提供する。（厚生労働省）
- ⑦ 学校教育及び社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための教育を推進する。（文部科学省、厚生労働省、関係省庁）
- ⑧ 認知症の人に関する正しい理解を深めるため、本人発信を含めた運動を展開する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援等に関する情報提供の促進を図る。（厚生労働省）
- ③ 高齢者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、老人福祉施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

エ 障害者

(ア) 障害者施策の基本的な枠組み

全ての国民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。「障害者基本法」⁴⁰で

⁴⁰ 昭和45年法律第84号

は、この理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「障害者基本計画」⁴¹を策定することとされており、政府は、同基本計画に基づき具体的な取組を推進している。

国際的動向としては、平成18年（2006年）に「障害者の権利に関する条約」⁴²（以下「障害者権利条約」又は「同条約」という。）が採択され、同条約には、障害に基づくあらゆる差別の禁止や、障害者の社会への参加・包容の促進、同条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みの設置等、障害者の権利実現のために締約国がとるべき措置等が規定されている。

我が国においては、この条約の批准に当たり、障害者基本法を改正し、障害者の定義を見直し、「障害の社会モデル」を採り入れるとともに、障害者に対する差別の禁止を基本原則として明記した。そして、この基本原則を具体化するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」⁴³（以下「障害者差別解消法」という。）を制定し、平成28年4月に施行した。さらに、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務とする障害者差別解消法の改正法⁴⁴（以下「改正障害者差別解消法」という。）が令和6年4月に施行された。加えて、政府では、障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」⁴⁵を策定し、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示している。この基本方針に即して、国の行政機関の長及び独立行政法人等は、当該機関の職員の取組に資するための対応要領を、また、主務大臣は、事業者における取組に資するための対応指針を定めている。

（イ）障害者に対する偏見や差別のない共生社会に向けた取組

旧優生保護法については、昭和23年から平成8年までのおよそ48年間に、多くの人々が、同法に基づき、あるいはその存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられ、耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。平成30年1月、旧優生保護法国家

⁴¹ 現行の計画（第5次）は、令和5年3月14日閣議決定

⁴² 平成26年条約第1号

⁴³ 平成25年法律第65号

⁴⁴ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）

⁴⁵ 現行の指針は、令和5年3月14日閣議決定、令和6年4月1日施行

賠償請求訴訟が初めて提訴され、令和6年7月3日には、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国の損害賠償責任を認める旨の最高裁判所判決が言い渡された。

上記判決を受け、令和6年9月30日には、旧優生保護法問題の全面的な解決を目指し、優生保護法被害全国原告団等との間で基本合意書が交わされ、同年10月8日には、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられた被害者に対する補償金等の支給等を定める「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」⁴⁶が成立した。政府としては、日本国憲法に違反する規定を執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて真摯に反省をし、このような事態を二度と繰り返さないよう、障害者への偏見や差別を根絶し、全ての国民が、疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、全府省庁を挙げて全力を尽くさなければならない。

政府では、令和6年7月3日の最高裁判決を受け、同月26日に全ての府省庁の閣僚を構成員とし、内閣総理大臣を本部長とする障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部を設置し、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、障害当事者から意見聴取を重ねつつ検討を進め、同年12月27日に「障害者に対する差別や偏見のない共生社会に向けた行動計画」（以下「行動計画」という。）が策定された。

行動計画は、「1 子育て等の希望する生活の実現に向けた支援の取組の推進」「2 公務員の意識改革に向けた取組の強化」「3 ユニバーサルデザイン2020行動計画で提唱された『心のバリアフリー』の取組の強化」「4 障害当事者からの意見を踏まえた今後に向けた更なる検討」の4つの柱で構成されており、必要な施策について速やかに実行に移しつつ、継続的にフォローアップすることとしている。

こうした動向等を踏まえ、障害者に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(a) 人権教育・啓発等

- ① 障害者週間における各種行事を実施するとともに、一般市民、ボランティア団体、障害者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進す

⁴⁶ 令和6年法律第70号

る。（内閣府）

- ② 障害者差別解消法等の意義や趣旨、求められる取組等について幅広い国民の理解を深めるため、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携により、同法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、差別事例や合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し、ホームページ等を通じて公表するなどの取組を行う。（内閣府）
- ③ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進める。また、事業者が適切に対応できるよう業種別に策定されている対応指針に基づき、事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする改正障害者差別解消法により必要な取組が事業者で行われるよう、事業所管省庁と連携して普及啓発及び指導を行う。（内閣府・関係省庁）
- ④ 旧優生保護法等の検証を踏まえた人権教育の教材を作成し、学校教育において活用を図るとともに、同教材を講演会等の人権啓発活動にも活用する。（こども家庭庁・法務省・文部科学省）
- ⑤ 障害者に対する偏見・差別や障害者を排除しようとする優生思想のない社会の実現を目指し、社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じて障害当事者の参画を得つつ、国民一人一人の人権意識を高め、「障害の社会モデル」に基づき障害者の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑥ 障害者権利条約に関し、関係府省庁とも連携し、障害当事者を含む国民全体に対し、同条約の概要や意義等について、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやホームページを通じた広報を行う。（外務省）
- ⑦ 障害のあるこどもの自立と社会参加に向けて、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。また、改正障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、各学校において、合理的配慮が適切に提供されるよう取組を進める。加えて、「交流及び共同学習」を各学校で推進するための取組等を通して、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進を図る。（文部科学省）
- ⑧ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究

・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

- ⑨ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を図る。（文部科学省）
- ⑩ 「身体障害者補助犬法」⁴⁷の趣旨及び補助犬の役割等について一層の周知を図る。（厚生労働省）
- ⑪ 地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解の促進に向けた情報発信を推進する。（厚生労働省）
- ⑫ 毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」⁴⁸に、一般社団法人日本自閉症協会との共催で、全国のランドマークをブルーライトアップするなど、自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための取組を推進する。（厚生労働省）
- ⑬ 障害のある人々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図る目的として、「全国障害者技能競技大会」（全国アビリンピック）を開催する。（厚生労働省）
- ⑭ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」⁴⁹の一層の広報・啓発を図るほか、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援事業費等補助金）等を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等の実施を推進する。（厚生労働省）

(b) 相談・支援等

- ① 障害者差別解消法に基づき、地方公共団体職員を対象とするブロック研修を通じて相談対応を担う人材育成に係る研修の実施を支援する。また、障害者、事業者等からの相談に対して、法令の説明や地方公共団体等の適切な相談窓口につなぐ役割を担う相談窓口を開設し、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取

⁴⁷ 平成14年法律第49号

⁴⁸ 平成19（2007）年12月国連総会決議

⁴⁹ 平成23年法律第79号

り組む。（内閣府）

- ② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

【再掲】

- ③ 障害者に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局のほか、障害者支援施設等の社会福祉施設に臨時に開設する特設人権相談所において、障害特性や程度に応じて円滑に意思疎通を図ることができるよう、相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。その際、人権侵犯性の有無にかかわらず、事案に応じて障害者差別解消法の趣旨を踏まえたより望ましい対応を提示するなど、積極的に啓発を行う。（法務省）

オ 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきた。特に戦後は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した。

こうした状況の下、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」⁵⁰が公布・施行された。同法第1条では、部落差別に関し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」とした上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第6条において、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

また、同条に基づく調査が平成30年度から令和元年度にかけて実施され、その結果、教育・啓発に関する今後の施策の在り方として、以下の点

⁵⁰ 平成28年法律第109号

が示された⁵¹。

- ・ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある。
- ・ 部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。

こうした動向等を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（7）人権教育・啓発等

- ① 部落差別（同和問題）の解消を推進し、もって部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 地方公共団体が講ずる部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。（法務省）
- ③ 部落差別（同和問題）解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省、関係省庁）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 社会的身分又は門地などの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ 中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、部落差別（同和問題）を含む人権問題への理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑦ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁業等関係農林漁業団体の職員を対

⁵¹ 部落差別の実態に係る調査結果報告書（法務省人権擁護局令和2年6月）

象に行う。（農林水産省）

- ⑧ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、各種相談に応じるとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

【再掲】

- ② 部落差別（同和問題）をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、削除要請等の措置を講ずる。（法務省）

- ③ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、各種相談に応じるとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。（厚生労働省）【再掲】

カ アイヌの人々

アイヌの人々は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族である。政府では、衆参両院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」⁵²及び「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書⁵³を踏まえ、内閣官房長官が座長を務めるアイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人々の意見等を聴いて、アイヌ政策の推進を図ってきた。令和元年5月には、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする、「アイヌの人々の誇り

⁵² 平成20年6月6日

⁵³ 平成21年7月29日アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会決定

が尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」⁵⁴（以下「アイヌ施策推進法」という。）が施行された。

アイヌ施策推進法では、アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないとされ、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこととされた。また、何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされた。

令和2年7月には、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う施設として、北海道白老町に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）が開業した。

こうした動向等を踏まえ、アイヌの人々に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別を解消し、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、アイヌの人々に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。（文部科学省、国土交通省）
- ④ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ⑤ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究

⁵⁴ 平成31年法律第16号

・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

- ⑦ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① アイヌ施策推進法に基づき、アイヌ施策の総合的な推進を図る。（内閣官房）【再掲】
- ② インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ③ アイヌの人々に対する差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活相談に応じるとともに、周辺地域の住民への人権問題に関する理解を深めるための啓発活動等を推進する。（厚生労働省）【再掲】
- ⑤ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みに関する電話相談に対応する生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）を通じて、不安や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う。（厚生労働省）

キ 外国人

我が国に在留する外国人数は増加傾向にあり、社会における一層の国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって、社会生活において外国人はより身近な存在となっている。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障している。また、我が国が締約国となっている人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容とする。これらを踏まえ、政府では、これまでも外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊

重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んできた。

こうした取組の結果等もあり、外国人に対する理解は進んでいるものと考えられるが、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人が就労の場面で不利益を受けたり、入居・入店を拒否されたりするなど他国の言語、宗教、習慣等への理解不足から生じる偏見等の問題は、依然として根強く存在している。

こうした中、政府においては、日本人と外国人が安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（毎年改訂）の策定のほか、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」⁵⁵を策定した。そのビジョンの一つとして、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会の実現を掲げ、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進している。

こうした動向等を踏まえ、外国人に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 外国人に対する偏見や差別を解消し、全ての人が互いの文化、宗教、生活習慣等における多様性を理解し、尊重し合う共生社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、外国人の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 出入国在留管理庁において、政府が日本人と外国人との共生社会を築くために進める取組について掲載した「HarmoniUP!」を作成・公表することにより、お互いが人権を尊重する共生社会の実現のための意識の醸成に努める。（法務省）
- ③ 毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」として定め、法務省を始め、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等が連携・協力し、外国人との共生社会の実現に向けた意識醸成に係る啓発活動、情報発信等を全国で実施することにより、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進に努める。（法務省、関係省庁）
- ④ 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、

⁵⁵ 令和4年6月14日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定。令和6年6月21日に一部変更。

毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労対策のほか、外国人を受け入れるに当たっての留意点等の啓発活動を行っており、引き続き同活動を推進する。（法務省、関係省庁）

- ⑤ 学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保に向けて、就学状況の把握・就学促進のための取組を充実させるとともに、学校における受入れ体制の充実やきめ細かな日本語指導の充実に取り組む。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑦ 人身取引に関して、ポスター等の作成・配布やSNSの活用等により、性的搾取の被害の申告先や相談窓口の周知を図るとともに、性的搾取の需要側への啓発を推進する。（内閣府、関係省庁）【再掲】
- ⑧ 人身取引に関して、主な手口等に関する資料を作成し、警察庁ウェブサイト等を通じて被害防止広報を実施する。（警察庁）【再掲】
- ⑨ 人身取引の解消に向けて、この問題についての関心と理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）【再掲】
- ⑩ 我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際機関を通じて、帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業を実施する。また、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成のリーフレットや内閣府作成のポスター及びリーフレットを在外公館等に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努める。（外務省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国の法務局・地方法務局において、多言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び

「外国人のための人権相談所」を設置して相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

③ 人身取引に関する人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）【再掲】

④ 女性相談支援センター等により人身取引被害女性への保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うとともに、外国人被害者である場合には、出身国の大使館や外国人支援を行う民間団体、IOM等の関係機関等と連携・協力を図りながら、言葉の問題や生活習慣、食事の違いにも適切に対応し、きめ細かい支援を図る。（厚生労働省）

ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動

2000年代後半以降、特に2010年代に入って、特定の民族や地域的身など本人の意思では変更困難な属性を理由としてその属性に該当する者を地域社会から排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるとともに、その様子がインターネット上で公開され、報道でも大きく取り上げられるなどヘイトスピーチが社会問題化するようになった。

こうした状況の中、平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」⁵⁶が成立し、公布施行された。同法は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、そのような不当な差別的言動は許されない旨を宣言し、その解消の必要性について国民の理解を深め、不当な差別的言動のない社会を実現することを理念として定めるとともに、国民の理解を深めるために必要な教育及び啓発を行うことなどを規定している。

また、同法が施行された平成28年から、政府は、関係省庁及びヘイトス

⁵⁶ 平成28年法律第68号

スピーチ対策に関係を有する地方公共団体が参加する「ヘイトスピーチ対策専門部会」を開催し、ヘイトスピーチの解消に向けた取組等に関する情報交換、意見交換及び連携協力に向けた協議を行い、ヘイトスピーチ解消に向けた様々な取組を進めている。

さらに、地方公共団体においても、当該地域の実情に応じて、ヘイトスピーチの解消に向けた条例の制定や、公の施設におけるヘイトスピーチを伴う活動を防止するための公の施設の利用許可に関するガイドラインの策定などが行われている。

これらの取組等もあり、我が国における極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループが行う街頭デモ等の件数については減少傾向が見られるものの、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続して行われており、いまだ問題となっている。加えて、SNSや電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチも後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチも問題となっており、ヘイトスピーチが多様化している状況がみられる。

一方で、国際的な動向をみると、ヘイトスピーチは、暴力を煽り、多様性や社会の結束を弱体化させ、共通の価値観と原則を脅かすものであり、人種差別、外国人嫌悪、女性蔑視を助長し、平和と安全、人権、持続可能な開発を促進する取組に深刻な影響を及ぼすとの認識の下、令和元年（2019年）に、国連は、「ヘイトスピーチに関する国際戦略・行動計画」を発表し、「ヘイトスピーチは民主主義の価値、社会の安定と平和に対する脅威である。」と指摘しており、ヘイトスピーチが社会全体を脅かす問題であると位置付けている。その2年後の令和3年（2021年）には、国連総会において、毎年6月18日を「ヘイトスピーチと闘う国際デー」と制定した上で、国連事務総長が「ヘイトスピーチはあらゆる人々にとって危険であり、それと闘うことは私たち全員の責務」であるとして、ヘイトスピーチを解消するための行動を加盟国に呼びかけている。

こうした動向等を踏まえ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指して、どのような言動がヘイトスピーチに該当し得るかについて情報提供・共有を行うことの重要性に留意しつつ、ヘイトスピーチはあってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進する。（法務省）

- ② 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）【再掲】
- ② ヘイトスピーチによる被害等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、集団等に対する不当な差別的言動に係る事案を認知した場合においても、事案に応じた適切な対応を行う。（法務省）

ケ 感染症の患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれる。このことは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19。以下「新型コロナ」という。）の世界的なまん延の中で我が国においても大きな社会問題となったが、取り分け、近年は、SNS等の普及もあり、一たび感染症に関する不正確な情報が発信された場合には瞬く間に拡散され、感染症の患者等に対する偏見・差別等を助長することにもつながりかねない。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者等の人権を尊重するためには、あらゆる機会を通じて感染症に関する正確な知識の普及啓発に努め、不当な偏見・差別を予防・解消していく必要がある。

(7) HIV感染者等

HIV感染症は、発熱等の急性感染期、無症候期があり、HIV感染により免疫力が低下し、健康な状態ではかかりにくい日和見感染症や悪性腫瘍等の一定の病気が発症した状態をエイズ（AIDS）と呼んでいる。HIVには今なお世界中で多くの人々が感染しており、我が国においても昭和60年3月に最初のエイズ患者が報告されて以降、新規HIV感染者、新規エイズ患者は減少傾向にあるものの、現在も年間で千名程度の報告がある。

一方で、HIVの感染力は弱く、性的接触に留意することにより日常生活において感染することは通常ないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、医学的知見の蓄積と新しい治療薬の開発等もあり、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズの発症を抑えることができ、通常の生活を送ることが可能である。

HIVに対するこのような理解は、社会に浸透しつつあるが、過去の情報等から定着した固定観念による正しい知識や理解の不足等に起因する、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別は依然として存在している。

感染症の患者等の人権に対する配慮については、平成10年10月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」⁵⁷において基本理念として掲げられているほか、具体的な取組の方向性を示した「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」⁵⁸が同法に基づき策定されている。

こうした動向等を踏まえ、HIV感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

(イ) 肝炎ウイルス感染者等

肝炎は、肝臓の細胞が傷つけられ、その働きが損なわれる病気であり、肝炎患者の多くはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスに起因するものである。

これらの肝炎ウイルスは、主に血液や体液を介して感染するものであり、肝炎ウイルスの感染を予防するためには、血液や体液が付いた器具を共用しないこと、血液や体液が傷・粘膜に直接触れるのを防ぐことが重要であるが、これ以外の普段の生活の中において、B型肝炎やC型肝炎に感

⁵⁷ 平成10年法律第114号

⁵⁸ 平成11年4月1日厚生省告示第115号

染することはない。

しかし、肝炎ウイルスに関するこのような理解が十分ではなく、依然、偏見や差別に苦しんでいる患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消するためには、幅広い世代を対象に肝炎についての正しい知識を普及し、さらに、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。

感染症の患者等の人権に対する配慮については、「(ア) HIV感染者等」にも記載したとおりであるが、肝炎については、これに加え、平成21年12月に施行された「肝炎対策基本法」⁵⁹において、肝炎対策の実施に当たり、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮することが定められているほか、同法に基づき策定されている「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」⁶⁰においても、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項が定められている。

こうした動向等を踏まえ、肝炎ウイルス感染者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 肝炎に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、日本肝炎デーの開催等を通じて、肝炎についての正しい知識の普及を図ることにより、肝炎ウイルス感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省、厚生労働省）
- ② 集団予防接種によるB型肝炎ウイルスの感染拡大の経緯・歴史等を学び、肝炎ウイルス感染者・患者に対する偏見・差別をなくすことを目的として、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を全国の中学3年生の教員向けに配布・周知する。あわせて、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が本副読本を用いて実施している「患者講義（集団予防接種によりB型肝炎に感染した患者等を講師として派遣し被害者の声を伝える活動）」について、全国の中学校に周知する。（厚生労働省、文部科学省）
- ③ 感染症患者に対する偏見・差別や人権をテーマとした調査研究事業を行い、研究の成果を踏まえた上で、肝炎患者等に対する偏見差別の解消に向けた取組を推進する。（厚生労働省）

⁵⁹ 平成21年法律第97号

⁶⁰ 平成28年6月30日厚生労働省告示第278号

(ウ) 新型インフルエンザ等の感染者等

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには、令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。

取り分け、新型コロナについては、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなったが、これに加え、感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別等の様々な人権問題も深刻な問題となった。新興感染症等に基づく偏見・差別等は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があるほか、これに対応する医療従事者等の士気の維持の観点からも防止すべき課題である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」⁶¹について、令和3年2月にその一部を改正し、差別的取扱い等を防止するための国及び地方公共団体の責務として、広報その他の啓発活動を行うものとする規定（第13条）を設けたほか、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」について、令和6年7月、新型コロナへの対応の経験やその課題を踏まえた抜本的な見直しを行い、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であるとされ、こうした社会を目指すに当たり、基本的人権の尊重の実現が一つの目標として掲げられた。

さらに、同計画に係る目標を実現するための取組を掲載する「新しい『新型インフルエンザ等対策政府行動計画』における各分野の取組」においては、感染症対策について国民等が適切に判断・行動できるよう、発生前における国民等への情報提供・共有に関する取組として、「偏見・差別等に関する啓発」等を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染者等に関する人

⁶¹ 平成24年法律第31号

権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

- ① 感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。（内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省）
- ② 学校教育においては、感染症の予防の教育の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材の周知や教職員の研修を推進する。（文部科学省）

(イ) (ア)から(ウ)までに共通（人権教育・啓発等）

人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(オ) (ア)から(ウ)までに共通（相談・支援等）

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 感染症に関連する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

コ ハンセン病患者・元患者及びその家族

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌の病原性は弱く、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく治る病気である。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くない。

しかし、かつて我が国においては、全ての患者に療養所への入所を強制する強制隔離政策が採られ、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで継続した。こうした長期にわたる強制隔離政策と、患者の隔離を徹底するために国主導の下各都道府県においてなされた「無らい県運動」という患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われたことにより、ハンセン病

が恐ろしい感染症であるという誤った認識が広く国民に浸透し、ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別が作出・助長された。例えば、療養所入所者は家族との関係を断たれ、療養所に入所しなかった者や療養所から退所した者も、病歴を周囲に隠して生活せざるを得なかった。患者・元患者の家族も、潜在的な感染者として学校や職場、地域社会等で厳しい差別を受け、就職や結婚の際にも偏見や差別による被害を受けてきた。

平成13年5月、「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が出されたこと等を受け、ハンセン病問題の重大性が国民に明らかにされるとともに、ハンセン病患者・元患者に対する損害賠償、名誉回復及び福祉増進等の措置がとられるようになった。

その後、平成21年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」⁶²が施行され、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する課題の解決のために、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項が定められた。

また、国際場裡においても、我が国の経験をいかして、ハンセン病に関する偏見・差別の撤廃に向けた取組を推進しており、平成20年（2008年）以降、過去7回にわたり、全世界におけるハンセン病患者・回復者及びその家族による人権の享受を実現し、平等な社会参加を妨げる患者等への差別や偏見を撤廃することを目的に、国連人権理事会に「ハンセン病差別撤廃」決議案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択されている。

さらに、令和元年7月には、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見・差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とおわびが示されるとともに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者及びその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

それにもかかわらず、令和5年度に実施したハンセン病問題に係る全国

⁶² 平成20年法律第82号

的な意識調査の結果等によれば、「ハンセン病元患者の身体に触れる」、「ホテルなどで同じ浴場を利用する」、「ハンセン病元患者の家族と自身の家族が結婚する」といったことに対して抵抗感を示した者が約2割に及ぶなど、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっている。

こうした動向等を踏まえ、ハンセン病患者・元患者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見・差別のない社会の実現に向けて、ハンセン病に関する正しい知識とハンセン病元患者及びその家族が置かれている現状等への理解を深めるための人権教育・啓発を推進する。また、ハンセン病問題に関する人権教育・啓発を行うに当たっては、かつて国がとった強制隔離政策が誤りであったことを明確に認め、関係省庁が連携・協力して推進する。その上で、ハンセン病問題に関する普及啓発活動等（ハンセン病資料館の運営等を含む。）については、正しい知識の普及にとどまらず、偏見や差別意識が長年の強制隔離政策によって作出・助長されたことに留意し、教育・啓発活動に参加する者がハンセン病問題を自分の課題として捉えられるよう工夫し、当事者性の意識付けを図るとともに、ハンセン病元患者やその家族等の当事者からの語りを重視した普及啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、学校や社会が偏見や差別の加害現場となったことを踏まえ、啓発資料の適切な活用により当事者性の意識付けを図る。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ② 上記①の人権教育・啓発等においては、ハンセン病元患者等の生きた証に係る種々の記録を保存活用し、ハンセン病元患者等の名誉の回復を図り、再発を防止するために、国は国立ハンセン病資料館の充実を図り、その利用について積極的な取組を進める。（法務省、厚生労働省、文部科学省）
- ③ ハンセン病問題に関する国民の意識調査を今後も継続して実施することを検討し、その意識調査の結果等も踏まえ、人権教育・啓発の向上を図るとともに、偏見・差別の解消のために必要な施策を推進していく。（法務省、文部科学省、厚生労働省）
- ④ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、人権理事会への決議提出やハンセン病差別撤廃に関する特別報告者との協力を通じ、国際社会において積極的な取組を進める。（外務省）

- ⑤ 国の強制隔離政策によって偏見・差別が作出助長された問題であることを学ぶというハンセン病問題学習が持つ極めて重要な性格に留意しつつ、人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の担当者や教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。また、ハンセン病患者・元患者及びその家族等を含む、個別的な人権課題について、教職課程を履修する学生の理解増進を図るため、教職課程を置く大学に対し「教職課程認定の手引き」による情報提供や説明会等の機会を通じて周知を行うなどして、各大学における取組を推進する。
(文部科学省)

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。(総務省)
【再掲】
- ② ハンセン病患者・元患者及びその家族に関し、日常生活における差別や社会復帰の妨げとなる行為等が発生した場合における相談窓口として、既設の人権相談窓口の機能やハンセン病問題に特化した相談窓口の充実に努める。また、そのような事案が発生した場合における人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応を積極的に行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。(法務省、厚生労働省)
- ③ ハンセン病患者・元患者及び家族等が偏見差別により生じる生活上の不安や苦痛、人権問題の解決を図るため、当事者自身による不安や苦しみの解消のためのピア相談事業等の事業を積極的に実施する。また、全国の法務局・地方法務局の人権相談窓口との一層の連携を図るとともに、社会復帰者や家族等の居場所づくりに努める。(厚生労働省)

サ 刑を終えて出所した人及びその家族

刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が必要不可欠である。

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明ら

かにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」⁶³が制定され、同月に施行された。同法は、基本理念の一つに、「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。」（第3条第1項）ことを掲げるとともに、「国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。」（第22条第1項）こととした。

これらを受け、政府は、同法に基づき策定した「再犯防止推進計画」⁶⁴の基本方針の一つに、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点として、「更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。」を掲げた。

また、刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別の問題もあり、こうした動向等を踏まえ、刑を終えて出所した人等及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 刑を終えて出所した人等及びその家族に対する偏見や差別を解消し、刑を終えて出所した人等の円滑な社会復帰に資するよう広報・啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 「再犯防止啓発月間」や“社会を明るくする運動”強調月間を中心として、広く国民が犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業を推進する。（法務省）
- ③ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

⁶³ 平成28年法律第104号

⁶⁴ 現行の計画（第二次）は、令和5年3月17日閣議決定

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）

【再掲】

- ② 刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

シ 犯罪被害者及びその家族

犯罪被害者及びその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がSNS等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

犯罪被害者等⁶⁵の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」⁶⁶が施行され、保護、捜査、公判等の過程における犯罪被害者等の人権への配慮やその置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発等を講ずるほか、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとされた。また、同法に基づき策定された「犯罪被害者等基本計画」⁶⁷においては、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、「国民の総意を形成しながら展開されること」などの基本方針を定めるとともに、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」等の重点課題を掲げている。

こうした動向等を踏まえ、犯罪被害者及びその家族に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ

⁶⁵ 犯罪被害者等基本法において、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

⁶⁶ 平成16年法律第161号

⁶⁷ 現行の計画（第4次）は、令和3年3月30日閣議決定

教室」の開催や様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動を実施するとともに、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、集中的な広報啓発活動を実施する。（警察庁）

- ② 犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるための広報・啓発活動を推進する。（法務省）
- ③ 犯罪被害者等の保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレット及び被害者等向けDVDを作成し、全国の検察庁等に配布するほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行う。（法務省）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 犯罪被害者等への適切な対応を確実に行うため、警察職員に対して犯罪被害者等支援に関する教育の充実を図るとともに、地方公共団体の職員に対して犯罪被害者等支援に関する最新の情報を提供する研修等を実施するほか、民間被害者支援団体が行う研修への講師の派遣等の協力を行う。（警察庁）
- ⑥ 検察職員に対しては、犯罪被害者等の保護・支援を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努める。（法務省）
- ⑦ 更生保護官署関係職員等に対する研修において、犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施することなどにより、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解の増進を図る。（法務省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 犯罪被害者等に対する人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事

案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動を取っていない。

政府は、令和6年（2024年）までに、既に帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際社会においては、平成17年（2005年）以降毎年国連総会本会議で、また、平成20年（2008年）以降毎年国連人権理事会で、拉致問題への言及を含む北朝鮮人権状況決議が採択されている。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」⁶⁸が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。さらに、平成25年1月に設置された拉致問題対策本部において策定された「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」⁶⁹においては、具体的施策の一つとして、「拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を

⁶⁸ 平成18年法律第96号

⁶⁹ 平成25年1月25日拉致問題対策本部決定

活用して、内外世論の啓発を一層強化する。」ことが明記された。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、この問題に対する不断の関心と認識を深めるための取組が引き続き求められている。

こうした動向等を踏まえ、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）
- ⑤ 国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択等を通じ、拉致問題解決に向けた国際社会の世論の形成を図る。（外務省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】

(4) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 北朝鮮当局による人権侵害について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

セ 性的マイノリティの人々

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」⁷⁰（以下「理解増進法」という。）が成立し、施行された。

政府は、理解増進法に基づき、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しており、各府省が横断的に連携し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとしている。

こうした動向等を踏まえ、性的マイノリティの人々に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

（7）人権教育・啓発等

- ① 性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関し、必要な学術研究等を行うとともに、その結果等を踏まえ、理解増進法第8条に基づく基本計画を策定し推進する。また、理解増進法の趣旨や性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について、国民一般に対し、広報活動等を通じた知識の着実な普及に努める。（内閣府）
- ② 地方公共団体における職員の採用に当たり、性的指向・性自認といった標準職務遂行能力及び適性の判定に必要な事項の把握を行うことは、「地方公務員法」⁷¹第13条に規定する「平等取扱いの原則」に反しているとの疑念を受けかねないものであることから、改めて採用試験について点検することを依頼したり、各種ハラスメントの防止に向けて、厚生労働省指針等を踏まえ、適切に取り組むことを要請したりするなど、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する地方公共団体の職員の理解増進を図っていく。（総務省）
- ③ 消防大学校に入校する全国の消防本部の幹部職員等を対象とした講義の実施や、各消防本部への性的マイノリティに関する基本的知識や注意事項を掲載したハラスメント教材の配布を通じ、消防職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。（総務省）

⁷⁰ 令和5年法律第68号

⁷¹ 昭和25年法律第261号

- ④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を解消し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国民一人一人の人権意識を高め、性的マイノリティの人々の人権への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ⑤ 性的マイノリティのこども・若者へのきめ細かな対応に資するよう、教職員向けの啓発資料や、支援の事例の提供等の取組を進める。（文部科学省）
- ⑥ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑦ 性的マイノリティであるなどの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。（厚生労働省）

(イ) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報相談センターの運営を支援する。（総務省）
【再掲】
- ② 性的マイノリティに関する偏見や差別等の人権問題について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。（法務省）

ソ その他

これまでみてきたように、人権課題は社会の変化に伴って新たに生起し、又は顕在化するものであるため、前記アからセまでの類型に該当しない人権問題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

人権に関わりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、学校の教職員・社会教育関

係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、その他全ての公務員に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとする。関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、各取組においては、これまで生じた問題事例の原因を分析してそれを解消するよう人権に関する研修を強化するなど、関係各府省庁において問題事例を発生させることがないよう人権尊重の理念が徹底されるようにすることが重要である。より効果的な研修を行うため、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが求められる。

また、議会関係者や裁判所職員、マスメディア関係者等についても、それぞれにおいて同様の取組があれば、その促進が図られるよう、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

さらに、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があることとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、幅広い企業において、幹部をはじめ人権研修が広く行われるよう支援することも求められる。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 国・地方公共団体の連携

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国においては、人権があらゆる分野に関係する問題であることから、関係府省庁により構成されている「人権教育・啓発関係府省庁連絡会

議」⁷²の場等を活用し、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、更に連携を強化することが重要である。

また、各地方公共団体における人権教育・啓発の現状に目を向けると、各地方公共団体では、法務省の人権擁護機関等の人権啓発活動を実施する主体との間の横断的ネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」は、人権教育・啓発一般に関わる連携のための横断的な組織であって、その場を活用しつつ、各都道府県人権擁護委員連合会・人権擁護委員協議会や各法務局・地方法務局と連携し、各組織が有している問題意識を共有しながら取組が推進されている。人権課題の顕在化の程度は地域によって異なることもあることから、地域の実情を最もよく知る各地方公共団体において、それぞれの地域の課題を独自に把握した上で、人権教育・啓発施策が展開されることは重要であり、今後もそのような取組を継続することが必要である。

もっとも、人権尊重の理念は普遍的なものである上、流動化が著しい現代社会においては、国内のいずれの地域においても一定水準の人権教育・啓発が行われることも重要であることから、「地域の実情を踏まえた」人権教育・啓発という観点を取り入れることが、各地方公共団体において、特定の人権課題を取り扱わないことを正当化する理由とならないよう留意しなければならない。

イ 人権教育・啓発の具体的な実施主体間の連携

対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関、保育所や児童館などの児童福祉施設及び公民館などの社会教育施設と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における更なる連携強化も重要である。

さらに、女性、こども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携が図られるべきである。

そのほか、人権擁護の分野においては、公益法人、特定非営利活動法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待

⁷² 令和6年6月3日、関係府省庁申合せにより設置

されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人、特定非営利活動法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。

なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要であり、研修プログラムや研修教材の充実等を図るなど、人材の育成に向けた取組を積極的に推進していくことが必要である。

なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関や講師等の人材を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

また、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研さんに努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、インターネット等も活用しつつ時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、国及び地方公共団体等が発信・作成している人権教育・啓発に関する各種情報や啓発冊子、ポスター、ビデオ等の各種資料を収集・整理している(公財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な教育・啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んでき

ており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味に鑑みて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して教育・啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な教育・啓発の内容・手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、民間における専門機関等には、教育・啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な教育・啓発の内容・手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への調査・研究委託を行うことも望まれる。

ウ その他

調査・研究委託で提案・報告等された人権教育・啓発の内容・手法を実際に各種啓発活動等において実践し、その啓発効果等を検証した上で、必要に応じて改善を加えていくなどのサイクルを通じて、より効果的な啓発活動につなげていくことが重要である。

(6) (公財) 人権教育啓発推進センターの充実

(公財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質をいかした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不

可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイディアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報化社会の進展に伴い、スマートフォンやSNS等が登場し、国民の間に広く普及したことによって、情報伝達の媒体としてのインターネットの活用も急速な発展を遂げており、その特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報⁷³を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動⁷⁴を推進することが効果的である。

また、人権関係情報の発信等を行うに当たっては、その情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、ホームページの開設やその掲載内容の充実化、SNSや動画配信サイトを活用した情報発信などのインターネットの更なる活用が望まれる。

第6章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。

⁷³ 例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、ポスター、ビデオ等）

⁷⁴ 例えば、世界人権宣言や国際人権規約を始めとする人権諸条約の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等

その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、地方公共団体が、人権教育・啓発に関する施策を策定・実施する責務を負っており（人権教育・啓発推進法第5条）、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）とされている趣旨を踏まえ、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、適切に対応していく必要がある。

さらに、国際的潮流の動向を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

政府は、人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、本基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適時・適切に対応するため、人権教育・啓発に関する密接な連携・協力の場である「人権教育・啓発関係府省庁連絡会議」において、人権教育・啓発に関する施策の推進方策や推進体制等について不断の検討を行い、必要に応じて本基本計画の見直しを行うものとする。